

なくそう！



望まない受動喫煙。

健康増進法の改正の趣旨に基づき
令和2年4月1日から、
鳥取市の社会教育施設等は
原則敷地内禁煙といたします

社会教育施設：地区公民館、地区体育館、スポーツ広場等

紙巻たばこ・加熱式たばこ・電子タバコなどすべて対象です

喫煙する人は
望まない受動喫煙が生じないように周囲に配慮しなければなりません

◆敷地外であっても人の出入りがある場所での喫煙は配慮しましょう◆

受動喫煙による深刻な健康被害

- ・脳卒中 ・虚血性心疾患 ・肺がん ・乳幼児突然死症候群
- 受動喫煙との関連が確実とされているこれらの病気で、日本では年間約1万5千人が亡くなっていると推計されています。

たばこの煙には、ニコチン、タール、一酸化炭素など、多くの有害物質が含まれています。

詳しい情報はこちらへ(厚生労働省HP)

URL : <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

！ 掲示の標識例は、厚生労働省HPからダウンロードできます

なくそう！望まない受動喫煙



問い合わせ先 : 鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 施設係 TEL0857-30-8428
: 鳥取市市民生活部 協働推進課 地区公民館係 TEL0857-30-8178
受動喫煙防止に関すること: 鳥取市健康子ども部 鳥取市保健所 健康支援課 健康長寿支援係 TEL0857-22-5695
5月7日(木)以降 健康長寿支援係への問い合わせ(代表番号) TEL0857-22-8111